

子育て家庭を応援します！

合わせて

10万円



妊娠

&

出産

した方に

滝川市出産・子育て応援給付金事業

(国の出産・子育て応援交付金)

滝川市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、サービス等の紹介など伴走型支援の充実を図るとともに、出産・子育てを応援するため妊娠届出時および新生児訪問等の面談実施後に給付金を支給します。

(※給付には手続きが必要です)

	出産応援給付金	子育て応援給付金
給付の対象者	令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 (妊娠届出時に保健師等との面談及びアンケートを記載していること)	令和4年4月1日以降に出生した新生児の母または養育者(※) (新生児訪問等で保健師等との面談及びアンケートを記載していること) (※) 新生児の母又は一緒に面談した父等
給付額	5万円	5万円(新生児1人当たり)
申請方法	- 妊娠届出時面談後、受け付けます - 後日、窓口へ持参または郵送も可	- 新生児訪問等の面談後、受け付けます - 後日、窓口へ持参または郵送も可
必要書類	- 滝川市出産応援給付金申請書 - 口座確認書類の写し (本人確認のため、身分証明書の提示が必要です)	- 滝川市子育て応援給付金申請書 - 口座確認書類の写し (本人確認のため、身分証明書の提示が必要です)
申請期限	・出産の前日まで(妊娠中)	・対象児が生後4か月を迎える日まで
面談時期	- 妊娠届出時 - 妊娠中期(妊娠24～28週ごろ)	新生児訪問(生後4カ月ごろまで)
※いずれもアンケートの記載と保健師等との面談が必要です。		

※令和4年4月1日以降事業開始日までの間に、ご出産または妊娠届出済の方は、申請期限等が異なります。

妊娠中及び出産後の面談と給付の流れについては裏面をご確認ください

【お問い合わせ先】

滝川市保健福祉部健康づくり課

(滝川市明神町1丁目5番32号
滝川市保健センター)

☎0125-24-5256



滝川市公式HP

妊娠中および出産後の面談と給付の流れ

妊娠期



妊娠届出時

○医療機関で妊娠の確認、予定日が確定しましたら妊娠届出のため、保健センターへお越しください。

○妊娠届出時アンケートを記載後、保健師または助産師が面談します。

○面談後、「出産応援給付金」の申請書をお渡しします。必要事項を記入し、口座確認書類を添付の上、ご提出ください。

※給付金の支給には妊婦との面談が必須です。
妊婦以外の方が窓口にお越しの場合は、後日、妊婦と面談の機会を設けます。

申請から約1か月後

○給付金が振り込まれます。

妊娠中期面談 (妊娠24~28週頃)

○妊娠中期面談のため、保健センターにお越しください。妊娠中期アンケートを記載後、保健師または助産師が面談します。

○出産の準備や出産後のスケジュールについてのご説明のほか、ご相談に対応します。

ご 出 産



出生届出

○市役所市民課で出生届を提出します。

生後1か月前後

○保健師または助産師から、新生児訪問の日程調整のご連絡をします。

出産後



生後1か月～

生後4か月頃

○新生児訪問等でアンケートを記載後、保健師または助産師が出産された方と面談します。

○面談後、「子育て応援給付金」の申請書をお渡しします。必要事項を記入し、口座確認書類等を添付の上、ご提出ください。

※給付金の支給には新生児の母（母がいない場合は新生児を養育する父）との面談が必須です。

申請から約1か月後

○給付金が振り込まれます



給付金の詐欺にご注意ください

もし、あやしいと思ったら
滝川警察署 TEL 24-0110 まで

滝川市が以下を行うことは絶対にありません。

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること。
- × 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること。
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。